

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和8年度第1回）について

本年度の諮問事項は次のとおりである。

諮問事項

「特色選抜」の在り方について

○ 諮問理由

2020（令和2）年1月に開催された本協議会議のまとめを受け、同年6月に「愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。同年11月には、全日制課程における新たな入学者選抜制度の大枠として、一般選抜において2校への志願を可能とする仕組みを維持しつつ、学力検査は1回とするとともに、高等学校・学科の特色を生かした新たな選抜方法として「特色選抜」を設けることなどが検討会議において示された。具体的な選抜方法を定めるため、2021（令和3）年の本協議会議において協議を行い、その結果、「特色選抜」については、実施時期を「推薦選抜」と同時期の2月上旬とするとともに、実施可能な高等学校・学科について、職業学科や専門学科、総合学科に加え、コースの設置やSSHなど特色ある教育課程を有する普通科や、地域貢献を特色とする高等学校と定め、高等学校長が実施の有無を判断できることとした。また、入学検査については、志願者全員に面接を実施することとし、これに加えて、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうちから高等学校長が定めるいずれか一つを行うこととした。

協議の結果を踏まえ、「特色選抜」は2023（令和5）年度入学者選抜から実施し、2026（令和8）年度入学者選抜まで4回実施したところである。現在、志願者及び中学校に浸透し、志願者の興味・関心や得意分野を生かした受検機会として認識が広がっている。

一方で、職業学科では多くの学校が実施しているのに対し、普通科では実施校が限られており、志願者が選択できる機会に差が生じている。また、入学検査の内容と実施校が示している特色に差異があるとの誤解を志願者に与えている状況が一部で生じている。

このような状況から、それぞれの高等学校の特色がより生かされ、志願者にとって選択肢がさらに広がる選抜となるよう、「特色選抜」の在り方について、改めて協議する必要がある。